

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月6日（月） 8時56分～9時50分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		

議 事 要 旨

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
部会長に村上委員、部会長代理に森委員が選出された。
- 2 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明を求めた。
労働者代表委員からは、「広島県の自動車産業の現状、課題を公労使で正しく認識した上で金額審議に入りたい。自動車産業の持続的な発展のためには、産業の魅力向上や人材確保などの継続的な取組が不可欠である。広島県における人材流出問題は、昨年まで4年連続全国最多を記録しており、特に、若年層が全体の8割を占めている。急激に進む少子高齢化による労働力人口の減少に対して、魅力ある自動車産業を作るためには、労使が一体となって問題を解決していくことが必要である。自動車産業が生み出す付加価値、仕事の質、内容にふさわしい水準の特定最低賃金を確立していかなければならない。地域別最低賃金と同水準では人材の確保もままならず、将来における自動車産業の競争力を失いかねない。」との意見表明があった。
使用者代表委員からは、「本年度の広島県最低賃金の改定は65円、6.4%の引上げであり、中央最低賃金審議会の目安額を超える過去最大の引上げとなった。私どもは一貫して中央最低賃金審議会目安小委員会が示した目安額63円ですら、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営実態を全く理解していない大変厳しい額であると主張してきた中で、広島県最低賃金額は三要素の生計費のみに重点が置かれ、バランスを欠いた引上げ額となり適正とは認められないものと認識している。中小企業等が賃上げ原資を十分確保するためには、すそ野の中小企業等を含め、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁実現が不可欠であるが、経済産業省の本年3月の価格促進月間におけるフォローアップ調査結果では、コスト全体の価格転嫁率はいまだ52.4%、半分程度に過ぎないものとなっている。また、帝国データバンクの本年7月の価格転嫁に対する実態調査における価格転嫁率は、国も調査よりもさらに10%以上低く、全国が39.4%と2022年12月の調査開始以来最低となり、中国地方の転嫁率は全国

を下回る 38.2%で、価格転嫁は進んでいない、むしろ後退しているという結果となっている。サプライチェーンの取引段階における価格転嫁の状況については、先ほどのフォローアップ調査では、一次請け企業の価格転嫁率は 53.6%であるが、4次請け以上の企業の価格転嫁率は 40.2%、4割程度となっている。また、4次請け以上の階層では、全額転嫁できた企業の割合は 15.1%に留まり、逆に全く転嫁できなかった、あるいは減額された企業は 29.1%、3割近くとなるなど、4次請け以上の深い階層になるほど価格転嫁が進んでいないことも明らかとなっている。多くの中小企業等は依然として価格転嫁に苦戦し、経営体力の弱いサプライチェーンのすそ野の中小企業等ほど、その負担を自社で吸収し続けている厳しい現状を踏まえた審議が求められると認識している。また、広島県の自動車業界の問題は、全体の生産ボリュームが下がっていることが一番大きい。中小企業等は自動車の生産量に応じて仕事を請けるから、利益、売上が生産ボリュームに大きく左右される構造となっている。もう一点は、価格設定の自由度が少ないという問題がある。下請企業が協力して競争力を高めないと、最終的な広島県の自動車業界の稼ぐ力、競争力にも結び付いてこないため、各企業とも努力しているが、広島県最低賃金の引上げが大きいことから中小企業等がどうついて行くのか、非常に苦慮している。」との意見表明があった。

その後、価格転嫁に関する労使の発言が続いたが、労使双方とも金額提示はなされなかったことから、次回に審議を持ち越すこととなった。

3 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

日 時 10月16日(木) 9時00分～

会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室

主な議題 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について